

綾瀬市幼稚園 2 歳児預かり保育改修費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、待機児童の解消を図るため、綾瀬市内の幼稚園において、一時預かり事業の実施について（平成 3 1 年 3 月 2 9 日六次改正 3 0 文科初第 1 7 5 3 号（子発 0 3 2 9 第 1 3 号））別紙「一時預かり事業実施要綱 4（3）」に基づく幼稚園型Ⅱの事業を実施するために必要な施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和 5 1 年綾瀬町規則第 1 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助対象者は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づく幼稚園の設置者であって、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 2 第 1 項に基づく一時預かり事業の届出を行い、2 歳児（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項 3 号の認定を受けた者に限る。以下同じ。）の預かり事業を実施するために必要な施設の整備を行うものとする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、幼稚園で 2 歳児の預かり事業を実施するために必要な保育室等の改修等に係る内部改修費とする。

(補助額の算出方法等)

第 4 条 補助額は次に掲げる額のいずれか低い額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。
この場合において、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 4, 4 5 0, 0 0 0 円と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額
- (2) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(補助金の交付申請及び提出期限)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市幼稚園 2 歳児預かり保育改修費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 資金計画書
- (2) 平面図及び配置図

- (3) 工事行程計画書
- (4) 工事費内訳書
- (5) 室名及び面積表
- (6) 施工前の写真
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、本条第1項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長の承認を受けて規則第15条に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を市に返還させることがあること。

（変更等の承認）

第7条 規則第6条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市

幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

（決定の通知）

第8条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金（変更）交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 施工後の写真
- (5) 検査済証の写し
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助金を交付した年度の翌年度の4月5日までに行うものとする。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第1項の規定による報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算

して5年間保管するものとする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具、その他の財産がある場合は、5年間を経過した場合であっても、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月25日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

㊞

年度綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 対象施設
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 資金計画書
 - (2) 平面図及び配置図
 - (3) 工事行程計画書
 - (4) 工事費内訳書
 - (5) 室名及び面積表
 - (6) 施工前の写真
 - (7) その他市長が特に必要と認める書類

年度 幼稚園2歳児預かり保育改修費補助事業計画書

対象施設

整備内容 ※	補助対象 経費	要補助額 (*3/4)	事業の 着手日 (予定)	事業の 完了日 (予定)
合計			/	/

※整備内容は、具体的に記入してください。例)園舎〇階 乳幼児用トイレ〇基 整備等

年度 幼稚園2歳児預かり保育改修費補助事業申請額内訳書

対象施設名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入(予定)額 ② 円	差引額 ③(①-②)円	対象経費の 実支出 (予定)額 ④ 円	補助 基準額 ⑤ 円	補助 基本額 ⑥ 円	補助 所要額 ⑦ 円
合計					4,450,000		

- ⑥欄には③欄、④欄及び⑤欄の額を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額に補助率(3/4)を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

第2号様式（第6条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

㊞

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|------|--------|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 消費税及び地方消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | | |
| 3 | 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | | |
| 4 | 補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 | 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳及びその他参考となる書類を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第3号様式（第7条関係）

綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地

名 称

代表者

㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

㊟

年 月 日付けで申請があった 年度綾瀬市幼稚園2歳児預かり
保育改修費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則
第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長の承認を受けて規則第15条に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に返還すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を市に返還させることがあること。

第5号様式（第10条関係）

綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

報告者 所在地

名 称

代表者氏名

㊟

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市幼稚園2歳児預かり保育改修費補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額
円	円

1 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 施工後の写真
- (5) 検査済証の写し
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

年度 幼稚園2歳児預かり保育改修費補助事業実績報告書

対象施設

整備内容 ※	補助対象 経費	実績額	事業の 着手日	事業の 完了日
合計				

※整備内容は、具体的に記入してください。例)園舎〇階 乳幼児用トイレ〇基 整備等

年度 幼稚園2歳児預かり保育改修費補助事業精算額内訳書

対象施設名	総事業費 ① 円	寄付金その他の 収入額 ② 円	差引額 ③(①-②)円	対象経費の 実支出額 ④ 円	補助 基準額 ⑤ 円	補助 基本額 ⑥ 円	補助 所要額 ⑦ 円
合計					4,450,000		

- ⑥欄には③欄、④欄及び⑤欄の額を比較して、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額に補助率(3/4)を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。